

北海道景観計画・新旧対照表

新（改正案）

旧（現行）

2 景観計画区域

この計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の区域（別図のとおり）とし、**公有水面（海面にあっては、領海の範囲内に限る。）を含む。**

2 景観計画区域

この計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の区域（別図のとおり）とする。

別表第3 景観形成の基準（一般区域）

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置に建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を、その前後を問わず大きく妨げる規模で建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

備考 「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」は北海道景観計画区域の市町村が指定し、各（総合）振興局建設指導課ホームページに掲載するものを指す。

別表第3 景観形成の基準（一般区域）

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

別表第4 景観形成の基準（広域景観形成推進地域）

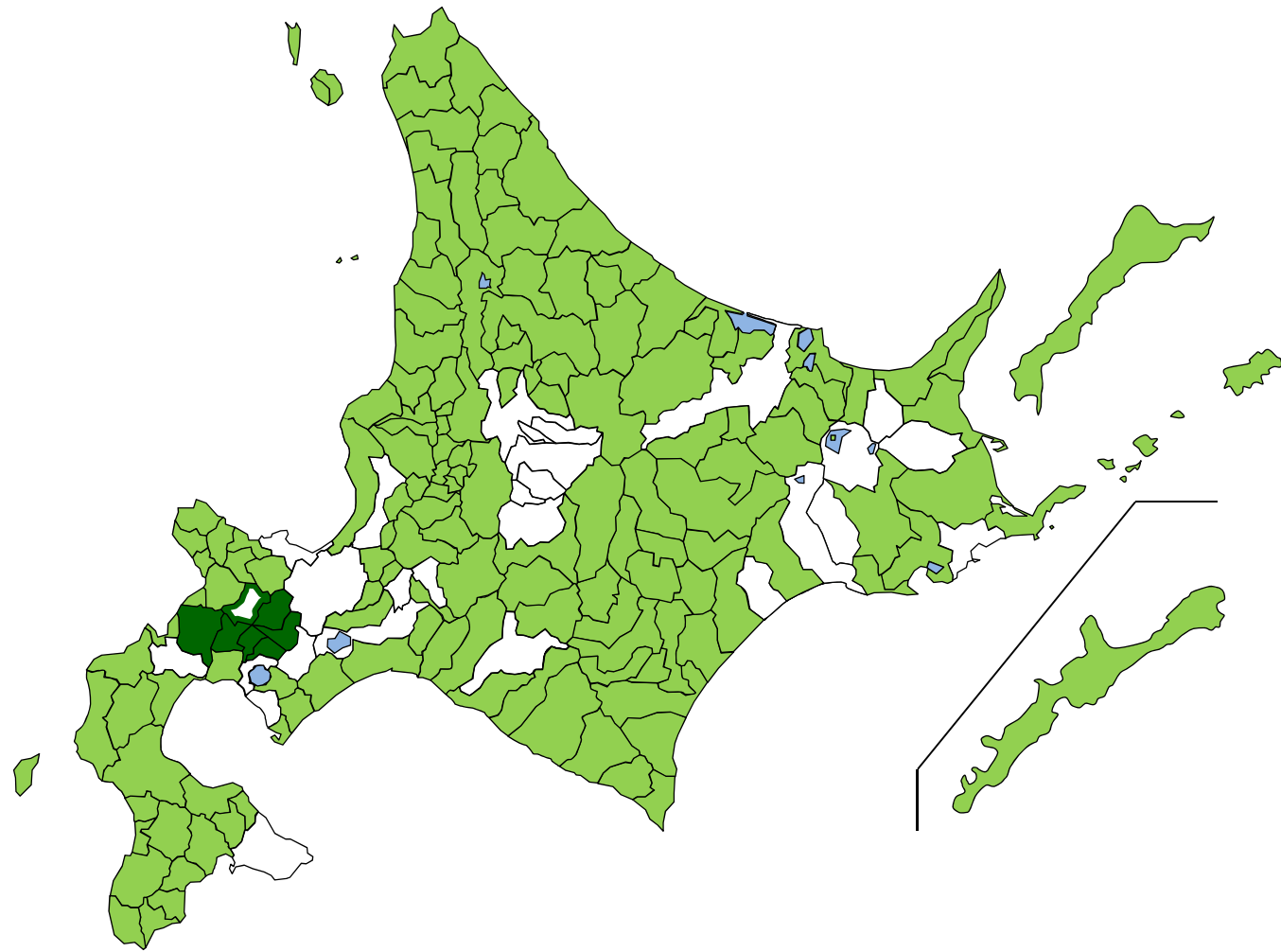
対象区域	対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
※ニセコ町及び倶知安町については、町ごとに基準を定めております。 羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）	建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置に建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を阻害するとき。
		規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる規模で建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

備考 「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」は北海道景観計画区域の市町村が指定し、各（総合）振興局建設指導課ホームページに掲載するものを指す。

別表第4 景観形成の基準（広域景観形成推進地域）

対象区域	対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
※ニセコ町及び倶知安町については、町ごとに基準を定めております。 羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）	建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
		規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

北海道景観計画区域図



■ : 一般区域

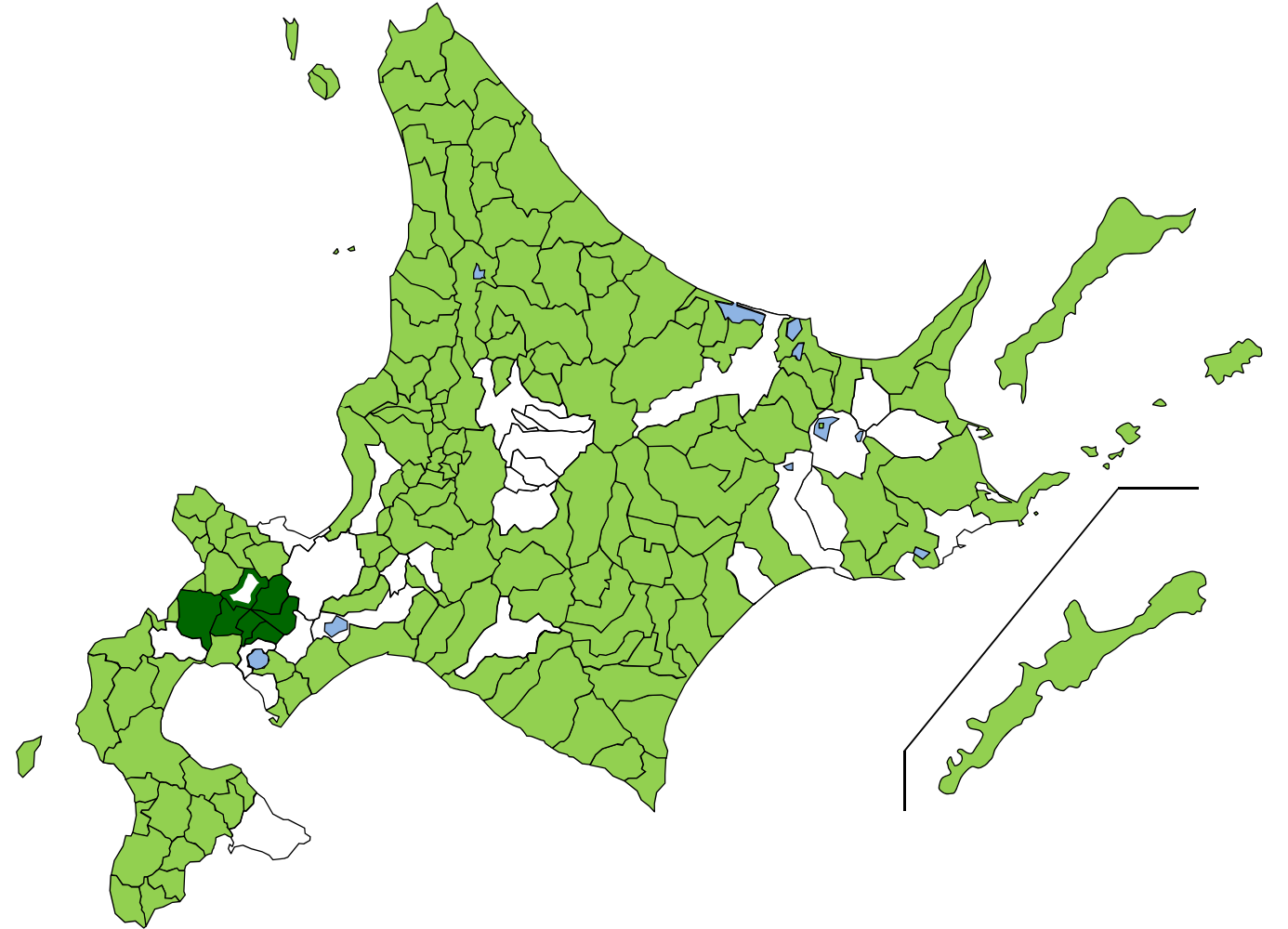
■ : 羊蹄山麓広域景観形成推進地域
蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町
京極町、倶知安町

□ : 景観行政団体である市町村の区域
札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、
美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、
黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、
北見市、東神楽町、中標津町、富良野市
伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町、
中富良野町、鶴居村、浜中町

※1 景観計画区域には、公有水面（景観行政団体である市町村の区域に属するものを除き、海面※2にあつては領海の範囲内に限る。）を含む。

※2 海面の取扱いについては「景観法に基づく行為の届出等の手引き」を参照

北海道景観計画区域図



■ : 一般区域

■ : 羊蹄山麓広域景観形成推進地域
蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町
京極町、倶知安町

※景観計画区域には、地先公有水面を含む。

□ : 景観行政団体である市町村の区域
札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、
美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、
黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、
北見市、東神楽町、中標津町、富良野市
伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町、
中富良野町、鶴居村、浜中町